

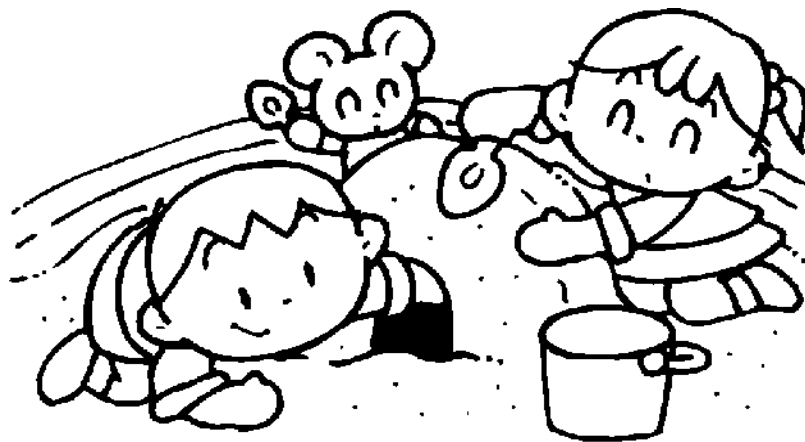
は　じ　め　に

戸田市立保育園では、人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に、一人ひとりの子どもを温かく受容し、ゆったりとした明るい雰囲気の中でたくさんの遊びや生活の経験を通して、感動や達成感を育み、子どもが安定感と信頼感を持って自発的・主体的に活動できる場となるよう努めてまいります。

子どもの健やかな成長と発達には、家庭と保育園とが相互に理解を深めながら信頼し合い、それぞれの役割分担を確実に果たすことが大切です。

保育の実施にあたり、重要事項説明書をご確認いただければと思います。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



特定教育・保育施設の利用に係る重要事項説明書

この重要事項説明書は、戸田市立新曽南保育園（以下「当保育園」という。）における特定教育・保育の提供に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について示すものです。

1 施設の目的及び方針

(1) 施設の運営主体

設置者の名称	戸田市
代表者氏名	戸田市長 菅原 文仁
所在地	戸田市上戸田 1 - 1 8 - 1
電話番号	0 4 8 - 4 4 1 - 1 8 0 0

(2) 施設の概要

名称	戸田市立新曽南保育園				
所在地	戸田市新曽南 2 - 1 5 - 3 8				
電話番号	0 4 8 - 4 4 4 - 7 7 1 7				
開設年月日	昭和 5 4 年 4 月 1 日				
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て				
延床面積	6 2 1 . 7 7 m ²				
園長氏名	遠藤 智子				
職員構成	園長・主任保育士・保育士・看護師・調理師・事務員・用務員				
利用定員 1 0 0 名 内訳	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	1 2 名	1 8 名	2 2 名	2 4 名	2 4 名
	保育室の面積基準を満たしたうえで利用定員を超えて受け入れる場合があります。				
特別保育事業	延長保育・特別支援保育				
嘱託医	L e M o n こどもクリニック 蕨市錦町 6 - 4 - 2 6 (2 4 2) 3 8 0 5				
嘱託歯科医	ひらつか歯科クリニック 戸田市本町 1 - 1 6 - 8 (4 3 0) 0 6 4 8				
傷害保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について * 同意を頂いた園児は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険に加入します。保育園で同園児が負傷した場合、医療機関にかかり、一度窓口で医療費を支払っていただきます。その後、医療費の一部及び見舞い金が給付されます。なお給付金は、医療費の保護者負担額が一定の金額を超えた場合給付されます。掛け金は市が負担します。同意書により、初回の同意後、戸田市立保育園在園中は自動更新となります。				
賠償責任保険	全国市長会「全国市長会学校災害賠償補償保険」に加入				

2 提供する特定教育・保育の内容

戸田市立保育園の子ども像・保育理念・基本方針、園目標

子ども像	丈夫な体とやさしい心をもつ子ども 元気に生き生き遊べる子ども
保育理念	私達は、子ども達が安全で安心して過ごすことができる環境を整え、心身ともに健康な子どもを育てる。
基本方針	家庭と連携を取りながら、丈夫な体と元気に遊べる子どもに育てる。 思いやりがあり、友達などを大切にし、やさしく心豊かな子どもに育てる。 個性を大切にし、自分を表現できる子どもに育てる。 最後までやり遂げる力を持つ子どもに育てる。 地域の子育て支援の拠点となる保育園づくりをする。
園目標	生き生き遊べる子ども。

3 職員の職種・員数及び職務の内容

職 種	職 務 内 容	員 数
園 長	保育・教育の質の向上及び職員の資質向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 名
主任保育士	園長を補佐するとともに、保育計画の立案や育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。	2 名
保 育 士	保育計画及び全体的な計画の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した生活ができるようにする。	13 名
看 護 師	園児・職員の健康管理及び衛生管理・指導を行う。	1 名
保育従事者	保育に従事し、サポートを行う。	1 名
栄 養 士 (保育幼稚園課所属)	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、市立保育園全般の食育を行う。	1 名
調 理 員	栄養士の作成した献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	6 名
事務職員	保育事務等を行う。	1 名
用 務 員	園内外の清掃及び衛生管理を行う。	2 名

4 特定教育・保育の提供を行う日

開 園 日	月曜日から土曜日
休 園 日	日曜日、祝日、年末年始、市長が定めた日

尚、行事が雨天等で延期になる場合、予備日を日曜日にすることができる。

5 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分
土曜日	午前7時30分から午後6時30分

6 保育時間

「保育短時間」「保育標準時間」の認定を受けます。

「保育短時間」は、1日8時間(8:30～16:30)の中で必要とする時間の保育が利用でき、「標準時間」は1日11時間(7:00～18:00)の中で必要とする時間の保育が利用できます。

尚、認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は延長保育扱いとなります。延長保育を利用する場合は延長保育料が発生します。

育児休業中の場合は原則、短時間認定となります。

7 保育料

(1) 保育料及び延長保育料は、原則として口座振替による納入となりますので口座振替依頼書のご提出をお願いします。

毎月末日(12月は25日)に引き落としになりますので、残高不足にならないようご注意ください。

(2) お子さんが病気その他の理由により長期欠席の場合でも、在籍している場合は納入していただきます。

8 延長保育料

< 保育標準時間認定児童 >

(1) 延長保育時間 午後6時00分から午後7時00分(土曜日は除きます)

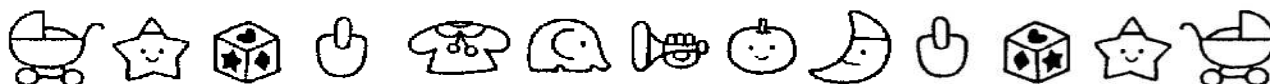
(2) 月極利用料 1時間延長 2,500円
(生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料免除)

(3) 緊急利用 1時間延長 250円

< 保育短時間認定児童 >

(1) 延長保育時間 午前7時00分から午前8時30分(土曜日は除きます)
午後4時30分から午後7時00分(土曜日は除きます)

(2) 利用料 午前7時00分から午前8時30分 1回 250円
午後4時30分から午後6時00分 1回 250円
午後6時00分から午後7時00分 1回 250円
(生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料免除)



9 非常災害時における対応方法

(1) 大地震に備えて

保育園では、震災時に起こりうる様々なことを想定して、園児の安全のために、防災対策、避難訓練を実施しています。

(2) 災害がおきたら

- ・保護者の方がお子さんをお迎えに来てください。
- ・状況により保護者の方が来られない場合は、必ず代わりの人を決めておいてください。
- ・お迎えにきた時は、必ず保育士等の確認を受けてから、お帰りください。

(3) 避難先

戸田市立新曽小学校 戸田市新曽南2 - 13 - 8 (442) 2774

(4) 災害時の連絡方法

保育ICTサービスアプリの利用

園からの連絡を受信

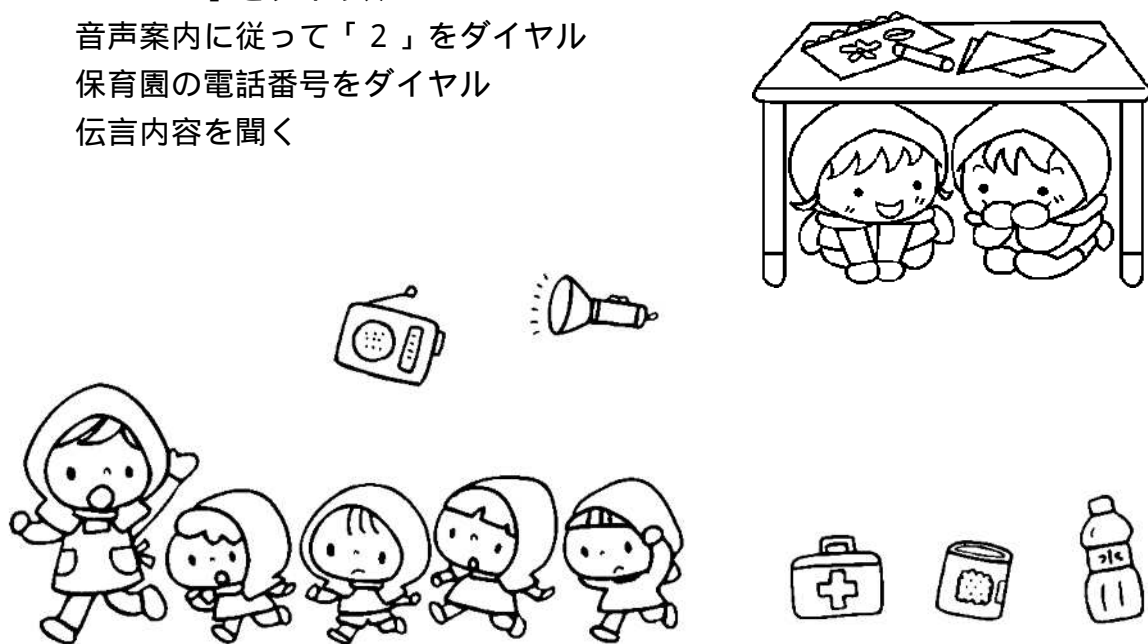
災害伝言ダイヤル(171)利用

「171」をダイヤル

音声案内に従って「2」をダイヤル

保育園の電話番号をダイヤル

伝言内容を聞く



(5) 警戒レベルに応じた保育園の臨時休園等の基準について

台風等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合、園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育園の開園や臨時休園等の対応について次のように定めています。

警戒 レベル	避難情報等	原則的な対応	
		開園中	開園前後
5	緊急安全確保	臨時休園 引き渡し完了後 又は全員避難後	臨時休園
4	避難指示		
3	高齢者等避難		
2	大雨・洪水・高潮 注意報(気象庁が発表)	・市との連携及び意思決定の収受 ・保護者への連絡 ・レベル3へ移行すると予報される災害の場合は、直ちに保護者へ引き渡し又は避難	・市との連携及び意思決定の収受 ・保護者及び職員への連絡
1	早期注意 (気象庁が発表)		

警戒レベルに応じた保育園の運営

・鉄道等の計画運休が発表された場合

台風の接近等により、計画運休が実施される場合は、職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、登園自粛等のお願いをすることもあります。

10 保育内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的計画に沿って、乳幼児期の発達に必要な保育・教育を提供します。

- (1) 各年齢の発達段階に即した基本的な生活習慣(食事・排泄・睡眠・着脱・清潔・安全等)を身につけていきます。
- (2) 乳児は全身を使った遊びや、五感(視覚・聴覚・臭覚・味覚・触覚)を発達させる遊びをします。幼児は運動機能(全身・手指)の発達、知的発達を促す遊び、情操を豊かにする遊びをします。

《一日の流れ》

時間	子どもの言動
7:00	「おはようございます！」元気な声が聞こえます。 保育園の始まりです。登園後は、好きな遊具やおもちゃで遊びます。 (職員は子どもの健康や様子を確認する時間です。)
9:30	遊んだおもちゃを片付けて、 乳児組(1歳~2歳クラス)は、おやつの時間です。 散歩に行ったりリズムをしたり粘土をしたり・・・ 今日は何して遊ぼうかなあ？ そろそろお腹がすいてきた。今日の給食はなあに？
11:00	みんな揃って「いただきまーす。」 乳児組は11:00頃、 幼児組は11:30頃です。
12:30	おいしい給食を食べた後、お昼寝の支度です。 大好きな絵本や紙芝居も見だし、 そろそろ布団に入りましょう。
15:00	もう少し寝ていたいけど、 さあ、次はおいしいおやつが待っている。
16:30	そろそろお迎えの時間です。 お迎えが来るまで好きなおもちゃや遊具でゆったり遊びます。
19:00	「さようなら。また明日ね！」



1 1 健康診断等

(1) 健康診断

- ・新入園児健康診断 1 回
- ・定期健康診断：幼児クラス（4 月・1 0 月）乳児クラス（毎月）
- ・歯科健診：年 1 回（5 月～7 月予定）

(2) 健康管理

- ・身長体重計測（月 1 回）
- ・検温 手洗いの遂行



(3) 薬について

原則として、風邪薬等は園では扱いませんが、慢性疾患等で事情がある時はご相談ください。

(4) 保育園での怪我・急病等について

保護者に連絡し医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますので、ご了承ください。

(5) A E D の設置について

A E D を設置してあります。職員は全員 A E D の取り扱い講習を受けています。

(6) 吐物・排泄物・血液で汚れた衣類等の取り扱いについて

感染症の感染源となる可能性があるため、洗わずにそのままビニール袋に入れ、密封して持ち帰っていただき、ご家庭で消毒・洗濯をお願いしております。

(7) 感染症対策について

感染症対策として、園舎内消毒（床・ドアノブ・玩具・手すり）を実施しております。

1 2 食事

(1) ねらい

子どもの健康を増進し心の発達や体力の向上を図る。

楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や、栄養・衛生面等の知識を身につける。

伝統的な食文化を伝える。

(2) 給食について

- ・3 歳未満児（乳児）クラスは完全給食です。

- ・3 歳以上児（幼児）クラスは主食費・副食費は保護者負担です。

主食費・副食費は原則として口座振替による納入となりますので、口座振替依頼書のご提出をお願いします。

（主食費：1 か月 1 , 0 0 0 円、副食費：1 か月 4 , 5 0 0 円）

尚、副食費については、年収 3 6 0 万円未満相当世帯や年収 3 6 0 万円以上相当世帯で小学校就学前の第 3 子以降の児童については無料となります。

また、長期欠席の場合は事前申請することにより、主食費・副食費の減免の取り扱いができます。

- 毎月、献立表を配布し、献立内容をお知らせします。
- ・おやつは、3歳未満児（乳児）クラスは午前午後の2回、3歳以上児（幼児）クラスは午後1回です。
 - ・離乳食は、月齢や個人に応じたものを調理しています。
 - ・加工食品の使用をなるべく控え、素材を生かした手作りに努めています。
 - ・クッキング保育で、楽しく調理しながら食文化を学びます。
- アレルギー対応について
- ・アレルギー疾患等のあるお子さんはご相談ください。
 - ・医師の指示のもと、除去食等の対応をとります。

1.3 個人情報の取り扱い

- （１）個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律」等関連法令に基づいて行います。
- （２）配布物や掲示物には個人情報が流出しないように注意しています。
- （３）プライバシーに関すること、知り得た情報を他に漏らすことのないよう徹底します。

1.4 苦情解決制度

相談・苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。
どんなことでもお気軽にご相談ください。



相談・苦情受付担当者	主任保育士 池田 美鈴
相談・苦情解決責任者	園 長 遠藤 智子

第三者委員	野口 直子（４４２）４８４５	小松原 直子（４４５）６７００
	武藤 千明（４４２）８４５６	谷島 宏美（４２１）５９１７
	細田 義和（４３２）７１２３	石川 正之（４２１）５３３９

受付方法	面接・電話・文書等の方法により相談・苦情を受け付けています。
------	--------------------------------

1.5 虐待防止のための措置に関する事項について

- （１）当園は、子どもの人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講じています。
- 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （２）当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、保育マニュアルの「虐待通告記録票」を記入し、市と児童相談所等適切な機関に通告します。



1.6 小学校との連携

(子どもの育ちを支える資料の送付について)

平成21年度から保育所保育指針の改正により、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付しています。

これは、保育所での子どもの育ちを、それ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。

1.7 提出書類

届け出事項に変更があった場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」を提出してください。その他、内容によって下記の書類も必要になります。

(1) 勤務先を変更する時

・退職証明書・就労証明書

(2) 延長保育を変更する時

・延長保育申請書・延長保育辞退届

(3) 住所・家庭状況を変更する時

・教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)

(4) 出産関係

・出産予定日証明書(母子健康手帳等の表紙と分娩予定日欄のコピー)

・出産証明書(出生届出済証明欄のコピー、または、母子健康手帳等の表紙と出産日記入欄のコピー)

・就労証明書(育児休業開始・復帰する時)

(5) 休園(2週間以上)する時

・休園願・給食費減免申請書(幼児組)

(6) 保育園をやめる時

・退園届

1.8 健康管理

安全面には十分注意して保育いたしますが、集団生活の中ですので怪我(すり傷、切り傷、ひっかき傷、打撲、かみつキ等)をしてしまうことがあります。その際は速やかに応急処置をして連絡をしますが、ご理解をいただきたいと思います。

(1) 登園前にはチェックを

- ・熱は高くないか
- ・十分眠れたか
- ・機嫌は良いか
- ・便は出たか
- ・食欲はあるか

体調の悪い時は無理をせずできるだけお休みをして静養しましょう。また、いつもと様子が違う時は必ず登園時に保育士等に伝えてください。

(2) こんな時は連絡します

発熱(37.5 度以上)や、嘔吐、ひどい下痢等で具合が悪くなった時や、感染症が疑われる時等は連絡し、お迎えをお願いすることがあります。38 度以上発熱している時は、速やかにお迎えをお願いします。また、いつもと様子が違う場合にも連絡することがありますので、連絡先はいつも明確にしておいてください。(研修・出張・病院受診等)

尚、解熱後も安静に過ごし、風邪等の症状がなくなっからの登園をお願いします。

(3) 感染症が発生したとき

水痘・風しん・流行性耳下腺炎・インフルエンザ等が発生した時は掲示をします。体調の変化に気をつけましょう。感染症にかかったら、保育園に連絡していただき、登園の際は登園届(保護者記入)を提出してください。

(登園届は原本を保管し、コピーして使用してください。)

(4) 予防接種について

予防接種を受けたら、保育士等に連絡してください。

予防接種はできるだけ降園後に受けるようにしましょう。

接種後、発熱や発しん等の副作用が起こることがありますので安静にしましょう。

予防接種・健診については、「広報戸田市」や戸田市福祉保健センターで発行しております「戸田市健康・保健ガイド」等を参考にしてください。

(5) 熱性けいれん・肘内障・アレルギー体質・小児喘息等

日常生活において、注意または配慮等の必要がありましたら、必ず保育士等までお伝えください。

(6) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

園児がインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の検査を受けられた場合は、必ず保育園に連絡をいただき、検査結果が出るまでは登園を控え、結果を園までお知らせください。

また、状況により、保健所や医師の指示と相談のうえ、登園自粛や休園等になる場合もあります。



病児・病後児保育について

病児・病後児保育とは、『市内に居住する生後５７日から、満１２歳に達した日以降の最初の３月３１日までの間にある児童』である児童が、病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、施設にて看護師・保育士により一時的にお子さんをお預かりする事業で、戸田市の委託により実施されるものです。

- * 実施施設 病児保育室 太陽の子北戸田
 （戸田市大字新曽２００２－１２ 電話４３４－２５１１）
 戸田中央総合病院 病児保育室 ひまわり
 （戸田市本町１－１９－３ 電話４４２－３６１１）
 病児保育室 きらら
 （戸田市大字新曽１１９１－８ 電話４４６－６３６８）
- * 利用日 月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）
- * 利用時間 午前８時～午後６時まで
- * 利用方法 **各施設に直接、必ず事前**にお子さんの病状を伝えながら電話予約をしてください。（病状や感染症（麻しん・風しん・水痘等）の場合には、利用できないことがありますので、各施設へ事前にお問い合わせください。）
 主治医の先生にこの制度を利用する旨を伝え、「**病児・病後児保育利用連絡書**」の記入をお願いしてください。
 利用当日、必要なものを施設に持参してください。
- * 対象となる児童 市内に居住する生後５７日から満１２歳に達した日以降の最初の３月３１日までの児童であること。
 病気又は病気の回復期であり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、集団保育が困難であること。
 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育が困難であること。
- * 利用定員 一日原則４人（１施設当たり）
- * 費用 児童一人につき一日２，０００円（生活保護世帯は無料）
 （保険料、飲食物は別途負担）
- * 申し込み 直接、実施施設へ
- * 問合わせ 戸田市役所 保育幼稚園課



19 子どもがかかりやすい感染症

感染症名	感染しやすい期間()	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(○-157、○-26、○-111等)	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること(*1参照)
急性出血性結膜炎	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	_____	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと

感染症名	感染しやすい期間()	登園のめやす
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた) 化していること
突発性発しん	_____	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
アタマジラミ	_____	治療・駆除を開始してから
疥癬(かいせん)	_____	症状が良くなるまで
伝染性軟属腫(水いぼ)	_____	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは覆う
伝染性膿痂しん(とびひ)	_____	皮しんが乾燥しているか湿潤部位が覆うことができる
ウイルス性 肝炎	_____	肝機能が正常であること
ヒトメタニューモウイルス感染症	発熱して 1 ～ 4 日(ウイルスの排出は 1 ～ 2 週間続くので注意が必要)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

* 1 医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレの排泄が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)

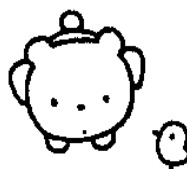
感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(一)としている

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)より

* 一部「学校保健安全法施行規則」を準用

伝染性の病気またはその疑いがある場合には完治するまで休ませ、再登園する時は医師の承諾が必要です。

登園の際は、登園のめやすを確認して頂き、保護者記入の登園届を提出してください。(原本の表をコピーして使用してください。)



2 0 連絡事項

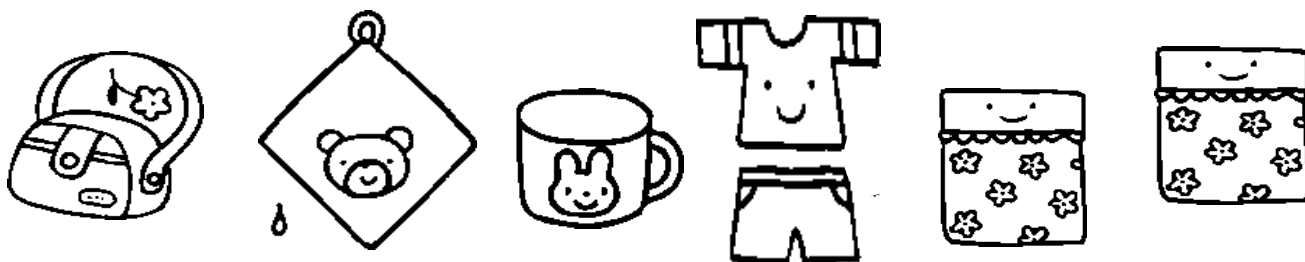
- (1) 連絡ノートは、保育園と家庭とを結ぶ架け橋です。大切にしましょう。
- (2) 家庭との連絡は、アプリによる配信または掲示等でお知らせしますので必ず目を通してください。
- (3) 保育園からの連絡や依頼には、ご協力ください。
- (4) お子さんのことについては、担任との連絡を密にしておいてください。

2 1 送迎

- (1) 送迎は保護者の方の責任でお願いします。保護者の方以外に送迎を依頼する時は必ず事前に連絡してください。なお、未成年の方の送迎は原則お断りしております。
- (2) 名札（送迎・防犯プレート等）を着用し、QRコードの読み取りを忘れずに行いましょう。読み取り作業は大人の方が行ってください。
- (3) 登園の際、持ち物の用意が済みましたら、保育士等のところまでお子さんをお連れください。降園時はお子さんが遊んでいた遊具・玩具は片付けて保育士等に声を掛けてからお帰りください。
- (4) 欠席・遅刻の場合は、前日もしくは当日の朝9時までに連絡帳アプリまたは電話等で連絡してください。尚、連絡がなく登園していない場合は、安否確認も含めて園から連絡を入れさせていただいています。連絡がつかない場合はお宅訪問をすることがあります。
- (5) 玄関の開錠は、安全のため一人ひとりの保護者の方が責任をもって開閉してください。お子さんには絶対にさせないでください。
- (6) 駐車場は台数が限られています。車での送迎はできるだけご遠慮ください。

2 2 服装

- (1) 遊びに適した、脱ぎ着のしやすい体に合った服装を心掛けましょう。
- (2) 履き物は足に合った運動靴にし、サンダルやかかとの高いものは避けましょう。
- (3) 裾を踏むような長いズボン、フードや紐のついた上着は怪我につながりますので避けましょう。
- (4) お子さんの健康を考え、厚着にならないよう調節しやすい衣服にしましょう。また、着替えは毎日点検し、不足のないように常備しておきましょう。



2 3 入園時に準備していただくもの

	年齢 品名	1 歳 ~ 2 歳	3 歳 ~ 5 歳	備 考
毎 日 も ち か え る も の	かばん	○ 2 歳児	○	肩から下げるもの（リュックは避ける）
	はし		○	箸箱使用
	コップ	○	○	底が平らで深すぎないもの
	コップ袋		○	開け口に余裕のあるもの
	おしぼり	○	○	薄手のもの（25 cm × 25 cm 程度、1 日 2 枚）
	エプロン	○		どのようなものでも可（1 日 2 枚）
	手ふき	○	○	タオル地のもの（ループ付、1 日 3 枚）
	着替え	○	○	必要枚数
園 に お く も の	汚れもの入れ	○	○	手提げ袋（布又はビニール等）
	掛布団	○	○	布団カバーには、襟布・名前布を縫い付ける （季節により持ち帰り）
	バスタオル	○	○	名前布を縫い付ける （通年 2 枚、週末に持ち帰り洗います）
	置き靴	○	○	（靴箱に置きます）
	上靴	○	○	バレエシューズ（週末に持ち帰り洗います）

- ・持ち物にはすべて名前を書きましょう。
- ・持ち物は、クラスにより変更することがあります。
- ・シーツの代わりにバスタオルを使用します。
- ・敷き布団は園でご用意しています。敷布団カバーは、月に 1 回布団リース業者が洗濯しますが、汚れた場合は、ご家庭でお洗濯をお願いすることがあります。
- ・おしぼりは常に清潔なものを使用しましょう。

2 4 実費徴収

クラスカラー帽子代	1 , 0 5 0 円程度
ハッピークリーニング代（夏祭りで使用する場合あり）	3 0 0 円程度
卒園アルバム代（写真代 1 , 0 0 0 円含む・年長組）	3 , 0 0 0 円程度
鍵盤ハーモニカ唄口代（年長組）	5 0 0 円程度
こま代	3 0 0 円程度

料金は変動する場合があります。